

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
むつ圏域の減災に係る取組方針(案)
【第2期】



令和4年00月00日

むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村
青森地方気象台、青森県

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく むつ圏域の減災に係る取組方針

目 次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	3
3. むつ圏域（県管理河川）の概要	4
(1) 地形的特徴等	4
(2) 過去の被害状況と河川改修の経緯	6
(3) 河川の整備状況と重要水防箇所	9
4. 現状の取組状況及び課題	11
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項	11
(2) 水防に関する事項	15
(3) 汚濁水の排水、施設運用等に関する事項	18
5. 減災のための目標	19
(1) 減災のための目標	19
(2) 取組の方向性	19
6. 概ね5年で実施する取組	20
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組	20
(2) 被害軽減のための取組	24
(3) 汚濁水の排水、浸水被害軽減に関する取組	25
7. フォローアップ	26

1. はじめに

平成27年9月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流出や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これに住民避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となった。

こうした背景から設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」の答申を踏まえ、国土交通省では、「施設では守り切れない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、国管理河川を中心に、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めてきた。

このような中、平成28年8月の台風第10号等の一連の台風によって、中小河川で氾濫が発生し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生した。この災害を受け、とりまとめられた同委員会の答申を踏まえ「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させ、全ての地域において減災のための取組を推進していくことが求められることとなった。

これらを踏まえ、むつ圏域の県管理河川において、河川管理者、県、国、市町村等が減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に進めるために、「むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成29年5月29日に設立し、その第1期として、令和3年度までの概ね5年間で行う取組方針を設定、実施してきた。

本協議会では、むつ圏域の地形的特徴や被害状況をはじめ、減災に係る取組状況等の共有を図り、むつ圏域の大規模水害に対し、円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するため、第2期として、河川管理者、県、国、市町村が令和8年度までの概ね5年で行う取組方針をとりまとめ、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを実施し、様々な取組を実

他方、令和2年7月豪雨や令和元年東日本台風など、毎年のように全国各地で激甚な水災害（水害や土砂災害）が発生し、さらに今後は気候変動の影響により、さらなる水災害の激甚化・頻発化が予測されている。このような水災害リスクの増大に備えるため、市街地などの氾濫域も含めて一つの流域としてとらえ、

その流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる総合的な治水対策である「流域治水」が令和2年度から展開されている。

具体的には、本協議会と並行して「流域治水協議会」が設置され、流域全体で取組むべきハード・ソフト対策の全体像である「流域治水プロジェクト」が策定され、各関係機関において取組が実施されているところである。

「流域治水プロジェクト」には本取組方針の第1期で位置づけたハード対策等が取り入れられていることから、第2期の取組方針作成に当たってはこれらを削除し、避難及び水防活動等を中心として取りまとめることとした。

なお、本取組方針における各取組も「流域治水プロジェクト」の「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」として位置づけられ、共有・実施することとされている。

今後、本協議会の各構成機関は、本取組方針に基づき連携して減災対策に取り組むこととする。なお、本方針は、本協議会規約第5条に基づき作成したものである。

(経緯)

平成29年5月	当初（第1期）取組方針作成
令和2年6月	取組方針改定 「大規模広域豪雨を踏まえた水害対策のあり方について」 (社会資本整備審議会 平成30年12月) を踏まえた変更
令和4年3月	第2期取組方針作成

2. 本協議会の構成員

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する機関（以下「構成機関」という。）は、以下のとおりである。

構成機関	構成員
青森県	知事
むつ市	市長
大間町	町長
東通村	村長
風間浦村	村長
佐井村	村長
気象庁 青森地方気象台	台長
青森県	県土整備部長
青森県	危機管理局長
青森県	下北地域県民局 地域整備部長

本協議会のアドバイザーは、以下のとおりである。

アドバイザー
国土交通省 東北地方整備局 河川部
国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所

3. むつ圏域（県管理河川）の概要

(1) 地形的特徴等

むつ圏域は、青森県の北東部に位置し、むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村の1市1町3村で構成され、下北半島中部の恐山や宇曽利山湖をはじめ、周囲を陸奥湾、太平洋、津軽海峡に囲まれた自然豊かな圏域である。

面積は、約1,416km²で、青森県全体の15%を占めている。主な河川は、東通村朝比奈平に源を発し、東通村とむつ市の水田地帯を貫流し、むつ市街地を経て陸奥湾に注ぐ二級河川田名部川や、下北半島西北部にある大滝山に源を発し、山間部を北流し、大間町奥戸地区の住宅地を貫流し、津軽海峡に注ぐ二級河川奥戸川などがある。

本協議会では、むつ圏域の二級河川21水系48河川、管理延長192.9kmを減災対策の対象とする。



⑦むつ圏域

1. むつ市
2. 大間町
3. 東通村
4. 風間浦村
5. 佐井村

	協議会名	設立年
一級河川		
①	岩木川等大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
②	馬淵川大規模水害に備えた減災対策協議会	H28年設立
③	高瀬川大規模氾濫時の減災対策協議会	H28年設立
二級河川		
④	青森圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑤	三八・上北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑥	西北圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立
⑦	むつ圏域大規模氾濫時の減災対策協議会	H29年設立

・むつ圏域の県管理河川一覧

番号	等級	水系名	(幹川名)	河川名	支派川次数	管理延長(Km)	沿川市町村名
1	2級	田名部川	田名部川	田名部川	幹川	24.1	むつ市 東通村
2	2級		"	小川	1次	4.0	むつ市
3	2級		"	小川放水路	1次	1.5	むつ市
4	2級		"	金谷川	1次	0.2	むつ市
5	2級		"	越葉川	1次	0.1	むつ市
6	2級		"	新田名部川	1次	2.8	むつ市
7	2級		"	女館川	1次	2.0	むつ市
8	2級		"	青平川	1次	7.6	むつ市 東通村
9	2級		"	目名川	1次	3.5	東通村
10	2級		"	蒲野沢川	1次	0.9	東通村
11	2級		"	冷水沢川	1次	0.8	東通村
12	2級	今泉川	今泉川	今泉川	幹川	5.5	むつ市
13	2級		"	松田川	1次	1.8	むつ市
14	2級		"	天狗川	1次	0.8	むつ市
15	2級	正津川	正津川	正津川	幹川	13.9	むつ市
16	2級		"	宇曾利山湖	1次	3.4	むつ市
17	2級	川内川	川内川	川内川	幹川	27.6	むつ市 佐井村
18	2級		"	板家戸沢	1次	0.8	むつ市
19	2級		"	栓ノ木橋沢	1次	0.9	むつ市
20	2級		"	名目床沢	1次	1.0	むつ市
21	2級		"	本潟貝沢	1次	1.2	むつ市
22	2級		本潟貝沢	潟貝沢	2次	0.2	むつ市
23	2級		川内川	上畠尻沢	1次	0.7	むつ市
24	2級		上畠尻沢	下畠尻沢	2次	0.5	むつ市
25	2級		川内川	大利家戸川	1次	2.4	むつ市 佐井村
26	2級		大利家戸川	半太郎沢	2次	0.7	むつ市
27	2級		"	四家戸川	2次	1.2	むつ市
28	2級		"	新三郎沢	2次	0.8	むつ市
29	2級	戸沢川	戸沢川	戸沢川	幹川	2.0	むつ市
30	2級		"	柳ノ沢川	1次	0.4	むつ市
31	2級	奥戸川	奥戸川	奥戸川	幹川	5.0	大間町
32	2級		"	小川代川	1次	2.5	大間町
33	2級	野牛川	野牛川	野牛川	幹川	6.4	東通村
34	2級		"	石釜沢	1次	1.3	東通村
35	2級	老部川		老部川		2.0	東通村
36	2級	目滝川		目滝川		2.5	風間浦村
37	2級	易国間川		易国間川		3.0	風間浦村
38	2級	大畠川		大畠川		13.6	むつ市
39	2級	出戸川		出戸川		7.0	むつ市
40	2級	材木川		材木川		3.1	大間町
41	2級	古佐井川		古佐井川		4.9	佐井村
42	2級	大佐井川		大佐井川		6.1	佐井村
43	2級	福浦川		福浦川		1.8	佐井村
44	2級	脇野沢川		脇野沢川		6.0	むつ市
45	2級	男川		男川		5.0	むつ市
46	2級	宿野部川		宿野部川		5.5	むつ市
47	2級	桧川		桧川		2.5	むつ市
48	2級	大荒川		大荒川		2.0	むつ市
21 水系		48 河川		192.9Km			

(2) 過去の被害状況と河川改修の経緯

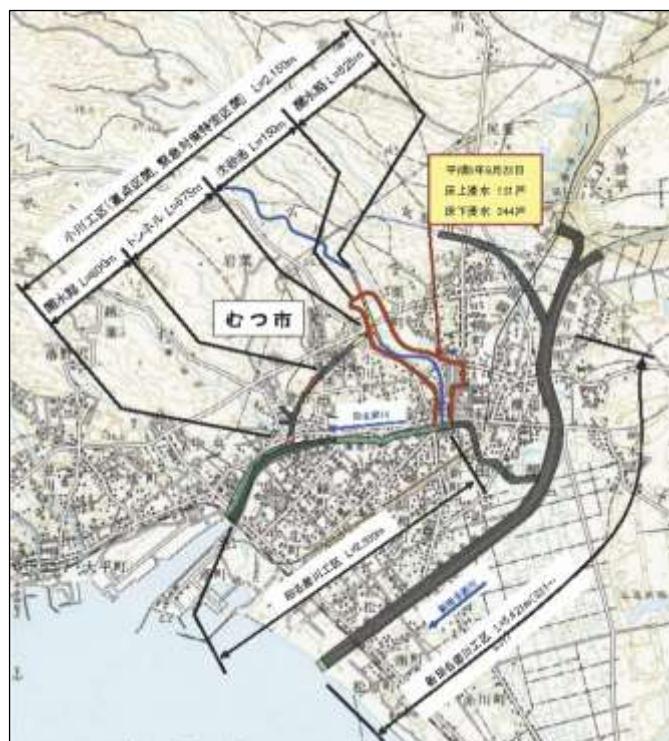
田名部川における過去の大洪水は、昭和30年10月、昭和48年9月が顕著で、近年においても昭和56年8月、平成6年9月の洪水等でむつ市を中心とした流域に大きな災害をもたらした。



田名部川の本格的な改修工事は、昭和30年10月洪水を契機として昭和31年に開始され、最初に中小河川改修事業により、むつ市街地を迂回する放水路（新田名部川）事業が着手され、昭和52年度に完成している。

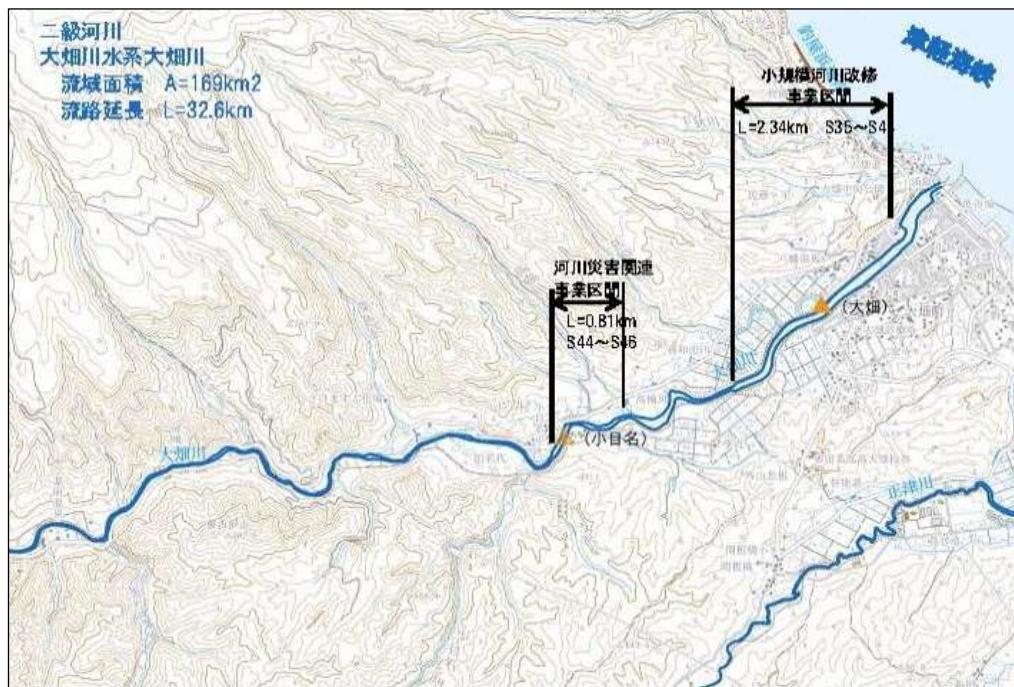
また、昭和48年9月洪水では全川に渡り多大な被害を受けたことから、新田名部川分流点から指定区間上流端までと蒲野沢川、目名川及び青平川の各支川の災害復旧助成事業が着手され昭和51年度に完成した。また、新田名部川分流点より河口は、既に実施されていた局部改良事業に引き続き、小川合流点から新田名部川分流点間までは災害関連事業、河口から小川合流点までは中小河川改修事業がそれぞれ着手され平成29年度に完成している。

このほか昭和49年度から、局部改良事業で整備が進められていた小川は、昭和55年度から小規模河川改修事業に格上げされ、さらに昭和58年度以降は田名部川の中小河川改修事業に統合し、一体となって小川放水路の整備が進められ平成17年度に完成している。



大畠川は、下流域において台風などによる集中豪雨により、度々洪水被害に見舞われたことから、治水事業としては、河口から約600m上流の大畠橋を起点として2,340m区間において、小規模河川改修事業により昭和35年度から昭和44年に整備が行われた。また、中流部の小目名地区では、昭和44年災による河川災害関連事業として、810m区間の事業に昭和44年度に着手し昭和46年度に完了している。

このほか、平成24年度からは総合流域防災事業に着手し、大畠橋から上大畠橋の220m区間において護岸の嵩上げを実施している。



奥戸川における過去の主要な洪水は、台風による昭和44年8月、平成4年8月出水であり、流域に大きな災害をもたらした。

奥戸川における治水事業は、昭和44年8月台風第9号による出水を契機に、河口から水道取水堰付近までの900m区間において、局部改良事業により昭和48年度から昭和62年度に整備が行われた。また、左支川小川代川では、奥戸川合流点から1,136m区間において、災害関連事業により昭和50年度から昭和52年度に整備が行われた。

しかし、平成10年9月洪水等により浸水被害が発生するなど、治水安全度の向上を図る必要があるため、平成27年度から社会資本整備総合交付金事業により改修事業に着手している。

脇野沢川では、昭和43年洪水で、田野頭沢流入部から河口部までの広範囲で浸水し、市街地のほぼ半分が浸水した。近年では平成2年8月、平成10年8月、平成12年7月と家屋が浸水した洪水だけで3回の被害が発生している。

脇野沢川の河川改修工事は、昭和39年4月の融雪出水による被災を契機とし、平和橋上流430m区間を対象に、昭和39年度から41年度に災害関連事業が実

施された。

しかし、昭和43年8月洪水を始めとして度々洪水被害を受けたことから、旧脇野沢村市街地の氾濫防止を目的に、河口部から館山橋上流区間1, 700mにおいて、平成3年度から抜本的な河川改修事業に着手し、平成27年度に完了している。



(3) 河川の整備状況と重要水防箇所

・むつ圏域の河川の整備状況

青森県全体の整備率が39.5%に対して、むつ圏域は55.5%となって
いる。

(令和3年3月末現在)

○整備状況(県管理区間)

(km)

区分	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
一級河川	3	129	918.4	658.5	151.7	67.1	218.8	23.0%	33.2%	439.7
二級河川	79	157	1,003.4	558.0	203.7	58.5	262.2	36.5%	47.0%	295.8
計	82	286	1,921.8	1,216.5	355.4	125.6	481.0	29.2%	39.5%	735.5

(令和3年3月末現在)

○圏域別整備状況

(km)

圏域名	水系数	河川数	指定延長	要改修延長(A)	整備水準以上			進捗率		整備水準以下又は未着手
					施設完成(B)	施設暫定	計(C)	(B)/(A)	(C)/(A)	
青森	33	46	251.3	183.7	74.0	21.6	95.6	40.3%	52.0%	88.1
三八・上北	8	37	374.5	187.5	43.1	17.2	60.3	23.0%	32.2%	127.2
西北	17	26	184	76	38.3	6.5	44.8	50.4%	58.9%	31.2
むつ	21	48	193.5	110.8	48.3	13.2	61.5	43.6%	55.5%	49.3

用語の定義	整備水準	時間雨量40mm相当の降雨による水害を防止できる。
	整備水準以上	流下能力が整備水準以上の安全度を有する。
	整備水準未満	流下能力が整備水準以上の安全度を下回る。
	施設完成	一定計画に基づく河川管理施設が完成している。
	施設暫定	一定計画に基づく河川管理施設は未完成であるが特定の工種は整備済。 (例:築堤護岸完、掘削残)

・むつ圏域の重要水防箇所

むつ圏域で管理する48河川、192.9kmに対し、重要水防箇所は、25河川、114.3km（両岸計）となっている。

水系名	河川名	重要水防区間延長		
		A 重要水防区間 延長(m) 水防上最も重要な区間	B 重要水防区間 延長(m) 水防上重要な区間	A+B 総延長(m)
田名部川	田名部川	2,900	4,000	6,900
	小川	8,000	0	8,000
	女館川	1,200	0	1,200
	青平川	2,400	4,000	6,400
	目名川	2,200	3,000	5,200
	冷水沢川	0	1,000	1,000
今泉川	今泉川	10,400	0	10,400
	松田川	3,600	0	3,600
	天狗川	1,300	0	1,300
川内川	川内川	12,500	0	12,500
戸沢川	戸沢川	4,000	0	4,000
	柳ノ沢川	0	600	600
奥戸川	奥戸川	0	1,800	1,800
	小川代川	2,000	1,000	3,000
野牛川	野牛川	3,400	0	3,400
	石釜沢	1,000	1,400	2,400
老部川	老部川	2,400	0	2,400
大畠川	大畠川	4,000	0	4,000
材木川	材木川	2,000	4,200	6,200
古佐井川	古佐井川	0	2,000	2,000
大佐井川	大佐井川	4,800	0	4,800
福浦川	福浦川	2,850	0	2,850
脇野沢川	脇野沢川	10,200	0	10,200
男川	男川	5,200	0	5,200
宿野部川	宿野部川	5,000	0	5,000
合 計		91,350	23,000	114,350

用語の定義	堤防高 (流下能力)	Aランク：計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越える箇所。 Bランク：計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。
	堤防断面	Aランク：現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 Bランク：現況の堤防断面・天端幅が、計画の堤防断面・計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。
	法崩れ・ すべり・漏洩	Aランク：過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があり、その対策が未施工の箇所。 Bランク：過去に法崩れ・すべりの実績や、漏水の履歴があるが、その対策が暫定施工の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質等からみて法崩れ・すべりや漏水が発生する恐れるある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。
	・補足説明	※この他、水衝部や洗掘箇所、工作物等設置箇所においても評定基準を定めています。 また、新しく施工された堤防や破堤跡、旧川跡については、注意を要する箇所として「要注意区間」として整理しています。 ※重要水防箇所については、青森県のホームページで公表している水防計画書に記載されています。

※重要水防区間の延長は、要改修区間のうち未改修区間など、洪水時に危険が予想され重点的に巡視点検が必要な箇所の左岸延長、右岸延長を合計したもの。

4. 現状の取組状況及び課題

むつ圏域における減災対策について、各構成機関で現状を確認し、課題を抽出した結果、以下のとおりである。（別紙－1 参照。）

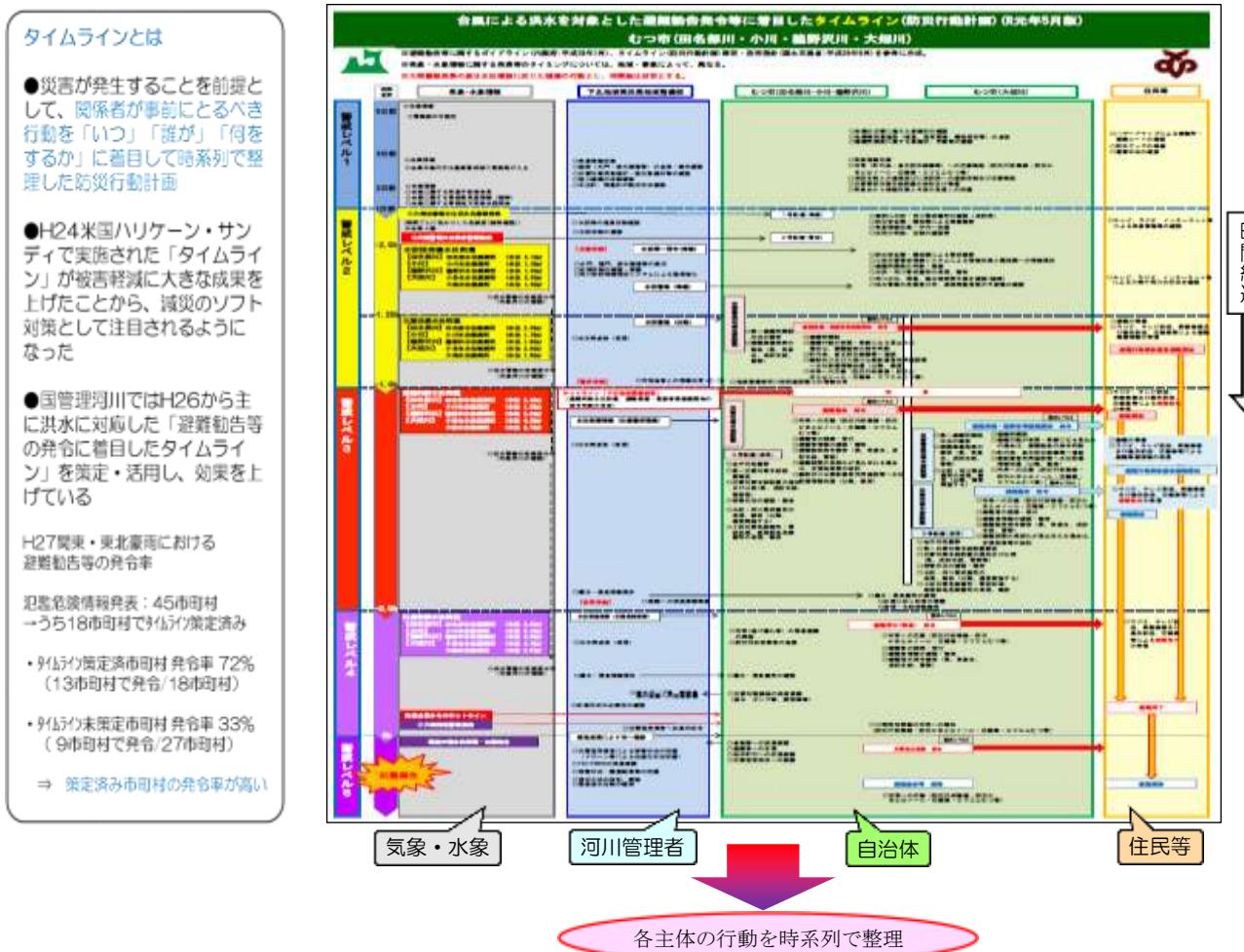
(1) 情報伝達、避難計画等に関する事項

a) 避難指示等の発令について

□現状
<ul style="list-style-type: none">県は、避難指示等発令の目安となる水位到達情報を水防管理者へ通知するとともに、報道機関の協力を得て一般に周知している。
<ul style="list-style-type: none">市町村は、水位到達情報や水位情報、気象予報・警報、土砂災害警戒情報等を参考に、避難指示等の発令を行っている。

■課題	1
<ul style="list-style-type: none">避難指示等の発令に対して、洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川も含め、明確な発令基準（水位、降雨、気象状況など）が必要である。	

タイムラインの作成及び発令基準（むつ市参考）



b) 避難場所等、避難経路について

□現状

- ・県は、想定最大規模降雨に対応した洪水浸水想定区域図を作成・公表し、関係機関へ提供している。
- ・市町村は、洪水浸水想定区域図に基づき、避難場所等として公共施設を指定し、洪水ハザードマップ等を作成し、関係住民に周知している。
- ・県は、ダム下流部における浸水想定区域図を作成・公表している。
- ・市町村は、土砂災害警戒区域に基づき、土砂災害ハザードマップ等を作成し公表及び、当該区域に含まれる世帯へ配布している。

■課題

- ・各種の浸水想定区域または警戒区域等の指定・公表並びにハザードマップの作成・周知等が必要である。

- ・洪水浸水想定区域／洪水ハザードマップ
- ・ダム下流河川の浸水想定図／洪水ハザードマップ
- ・土砂災害警戒区域／土砂災害ハザードマップ
- ・津波災害警戒区域／津波ハザードマップ

2

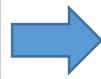
- ・中小河川が多いため、氾濫時の避難経路等の検討や、洪水浸水想定区域の指定がない地区における、避難場所等、避難経路の策定・周知が必要である。

3

浸水想定区域図（田名部川・小川）



洪水ハザードマップ（市町村作成）



c)住民等への情報伝達の方法について

□現状
・県は、河川砂防情報提供システムにより、雨量情報・河川水位情報、河川監視カメラ映像などをリアルタイムで公開している。
・県は、洪水お知らせメールにより、水位や雨量情報などを登録者に情報発信している。
・市町村は、避難情報を防災無線、広報車、エリアメールや情報発信サービスメール等により伝達している。
・市町村は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携により避難対象地区住民への情報周知を図っている。
・洪水予警報、水位周知情報の発表形式や土砂災害警戒情報の発表文の見直しを実施し、危険レベルの統一化による災害情報の充実を図っている。

■課題	
<ul style="list-style-type: none"> ・河川や災害・避難に関する各種情報について、地域住民の確実な避難行動につながるよう、その意味や有効性も含めて分かりやすくかつ確実に情報提供するとともに、その内容を理解してもらう必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・水位等の情報提供をしていない河川でも対応が必要 ・情報発信サービスの利用者が一部にとどまっている ・災害情報を発表しても避難行動へ結びついていない ・ハザードマップの内容（リスク情報や危険レベル等）が避難行動に結びついていない 	4
<ul style="list-style-type: none"> ・情報等の伝達に利用する防災行政無線の老朽化対策（更新・改良）が必要である。（デジタル化移行への機器整備） 	5



d) 避難誘導体制について

□現状

- ・市町村職員、消防職員、水防団、自主防災組織等が連携し、危険な地域からの避難誘導を実施している。

■課題

・発災時に地域住民が的確な避難行動をとができるよう、平素から避難所の場所、避難準備、避難の心得等、周知徹底を図る必要がある。	6
・発災時に的確な避難誘導ができるよう、市町村職員と水防団員等の役割の明確化や水防に関する避難訓練の実施、要配慮者に対する避難誘導体制等について検討が必要である。	7
・浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に立地し、市町村地域防災計画に定められている要配慮者利用施設に対して、避難確保計画の作成を促す必要がある。	8
・市町村職員や水防団、要配慮者利用施設管理者などからの要望に備えて、水害・土砂災害リスクに関する専門家を派遣できるような体制を準備しておく必要がある。	9



自主防災組織の訓練の状況（むつ市）

(2) 水防に関する事項

a) 河川水位等に係わる情報提供について

□ 現状

- ・県は、基準水位観測所で観測された水位により、市町村に対し、水防警報を発表している。
- ・市町村は、気象台や県などからの情報提供により、避難情報を発令している。
- ・市町村は、国や県などの水位観測情報サイトにより、リアルタイムでの情報収集を行っている。
- ・市町村は、職員、水防団員が目視により、河川の水位や状況を確認している。

■ 課題

- | | |
|--|----|
| ・水位計が設置されていない河川では、目視で確認している状況にあるため、水位計設置の検討が必要である。 | 10 |
| ・水文観測所における停電対策が必要である。 | 11 |

河川巡視（平常時）



河川巡視（出水時）



徒歩による点検



b) 河川の巡視区間について

□現状

- ・県は、重要水防箇所を公表し、関係機関と共に合同巡視を実施するとともに、日常から重点的に巡視をしている。
- ・県は、出水時には、堤防や護岸などの河川管理施設を点検するため、河川巡視をしている。
- ・市町村は、職員、消防職員、水防団員、自主防災会と連携して管轄する区域（河川、ため池、水路等）の巡視をしている。

■課題

・水防団員の人員不足、高齢化等により、水防活動の対応が出来ない可能性があるため、広報等による団員確保への取組が必要である。	1 2
・水防団員の専門的な知見や技術を習得する機会や、経験が乏しいため、水防訓練の実施や講習会への参加により、技術の向上を図る必要がある。	1 3
・水防団員には、現場対応の際は自身の安全に留意するよう会議等で伝えているが、安全確保に関するマニュアルを整備する必要がある。	1 4



大畠川・田名部川・青平川 合同巡視実施状況

c)水防資機材の整備状況について

□現状

- ・県は、水防倉庫等に水防機材を備蓄し、水防に備えている。
- ・市町村は、水防倉庫、消防団各屯所に水防資機材（土のう袋、シート等）を備蓄し、水防に備えている。

■課題

- ・消防団屯所が手狭であり、水防資機材は最小限なものしか備蓄できない状況にあるほか、対象河川近辺に水防倉庫等が無いため、対策について検討が必要である。

15



水防倉庫内備蓄状況（むつ市 文京町）



水防倉庫合同巡視状況（むつ市 文京町）

d)自治体庁舎の水害時における対応について

□現状

- ・洪水浸水想定区域に含まれている庁舎、災害拠点病院等の施設もある。
- ・風間浦村では、役場庁舎が易国間川沿いにあるため、川が氾濫する可能性がある場合は、対策本部等は同じ地区内の高台にある風間浦中学校に移すこととしている。

■課題

- | | |
|---|-----|
| ・氾濫等が発生した場合に備え、庁舎等の耐水性を確保するための対策が必要である。
【現状に合わせて課題を追加（他圏域と整合）】 | 1 6 |
| ・代替の風間浦中学校には、県との通信設備、防災行政無線の放送設備が整っていない状況にあり、対策が必要である。 | 1 7 |

(3)氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

a)排水活動及び訓練、施設運用に関する取組

□現状

- ・県は、内水等を排除するためのポンプ設備を保有していない。
- ・市町村は、協定締結先の業者や消防団のポンプ車を活用した排水作業をしている。

■課題

- | | |
|---|-----|
| ・発災時に備え、民間業者等との協定締結を行う必要がある。 | 1 8 |
| ・消防署及び消防団の消防ポンプを泥水などの排水作業に継続的に使用すると故障の原因になることから使用方法等について検討が必要である。 | 1 9 |



二ツ森橋下流での排水活動（東北町 H18 出水）



赤川破堤時の排水活動（東北町 H28 台風第 9 号）

5. 減災のための目標

(1) 減災のための目標

地形的特徴、現状の取組状況及び課題を踏まえ、各構成機関が連携して令和8年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

むつ圏域の対象河川は、田名部川、大畠川、脇野沢川など48河川と他の圏域に比べ多いが、河川の平均延長は約4.0kmと他の圏域に比べ短い。重要水防箇所は約114kmと他圏域に比べ短いが、的確な水防活動を実施していく必要がある。このような状況を踏まえ、むつ圏域の県管理河川で発生しうる大規模水害※に対し、「避難する・備える・連携する」ことにより、「逃げ遅れによる人的被害をなくすこと」・「社会経済被害の最小化※」を目指す。

- 避難するとは…流域住民が主体的に水害リスクを把握し、避難につながる、住民目線のソフト対策が必要です。
- 備えるとは……「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との意識を持ち社会全体で洪水氾濫に備えることが必要です。
- 連携するとは…氾濫被害の防止や軽減、的確な水防活動を行うため、関係機関が連携し、地域で総力を挙げて対応することが必要です。

※大規模水害…………想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※社会経済被害の最小化…大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に経済活動を再開できる状態

(2) 取組の方向性

河川管理施設等の整備を着実に進めるとともに、以下の取組を行っていく。

1) 円滑かつ迅速な避難のための取組

- ①情報伝達、避難計画等の実効性確保に関する取組
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する取組
- ③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

2) 被害軽減のための取組

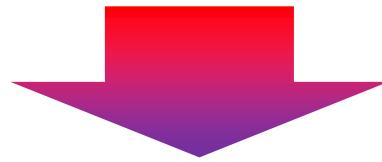
- ①水防体制の充実強化に関する取組
- ②多様な主体による被害軽減対策に関する取組

3) 泛濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照。）



（1）円滑かつ迅速な避難のための取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	1、4	継続実施	県 市町村 気象台
避難指示等発令の対象区域、判断基準等の確認（水害対応タイムライン）	1、4 7、8	継続実施	県 市町村 気象台
水害危険性の周知促進 (水位周知河川の拡大、危機管理型水位計の設置)	1、3 4、6 10	継続実施	県 市町村
I C T等を活用した洪水情報の提供	1、4	継続実施	県 市町村 気象台
警戒レベルの統一化等による災害情報の充実と整理	—	継続実施	県 気象台
防災施設の機能に関する情報提供の充実	—	必要に応じて 今後検討	県
ダム放流情報を活用した避難体系の確立	2	継続実施	県 市町村

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
土砂災害警戒情報を補足する情報の提供	—	継続実施	県 気象台
避難計画作成の支援ツールの充実	2	継続実施	県
隣接市町村における避難場所等の指定 (広域避難体制の構築) 等	2	必要に応じて 今後検討	県 市町村
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施	6, 7	継続実施	県 市町村 気象台



②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水浸水想定区域等の早期指定、 洪水浸水想定区域図等の作成・公表	2	継続実施	県
ハザードマップの改良、周知、活用	2、3 7	継続実施	市町村
既に保有する浸水実績等の共有、住民 への周知	3、6	継続実施	県 市町村
ハザードマップポータルサイトにおける 水害リスク情報の充実	2、4	継続実施	県
災害リスクの現地表示	4	必要の応じて 今後検討	県 市町村
防災教育の促進 (指導計画を関係市町村の全ての学校 に共有)	4、6	継続実施	県 市町村 気象台
避難訓練への地域住民の参加促進	4	継続実施	県 市町村
共助の仕組みの強化	4	継続実施	県 市町村
住民一人一人の避難計画・情報マップ の作成促進	9	継続実施	県 市町村 気象台
地域防災力の向上のための人材育成	9	継続実施	県 市町村 気象台



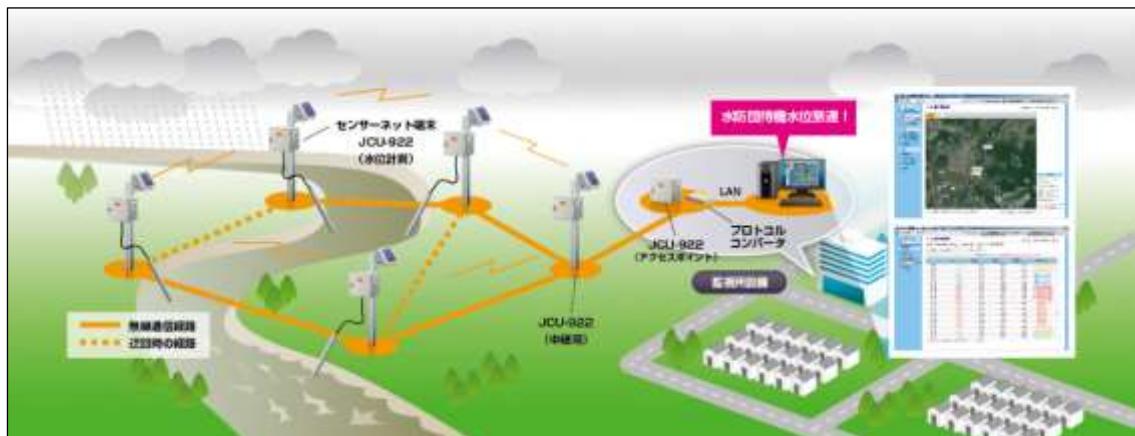
看板設置：中村川（鰯ヶ沢町）



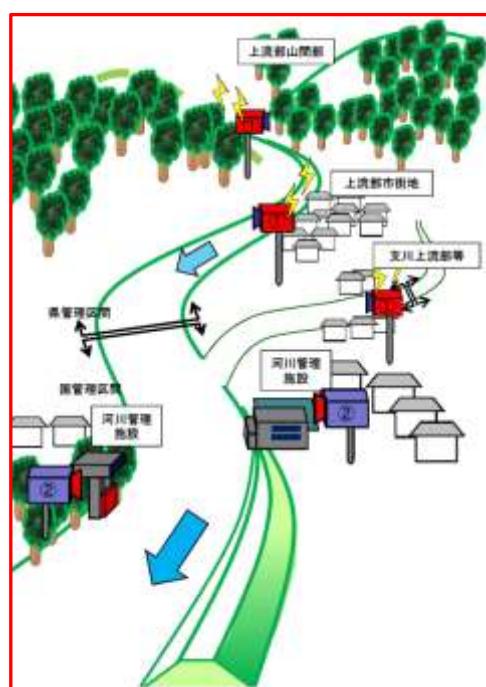
洪水ハザードマップ：田名部川・小川（むつ市）

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
洪水予測や水位情報の提供の強化	4、10 11	継続実施	県 市町村 気象台
防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等情報伝達手段の整備	5、16	継続実施	市町村
応急的な退避場所の確保	—	継続実施	市町村
河川防災ステーションの整備	—	必要に応じて 今後検討	県 市町村



危機管理型水位計ネットワークイメージ



簡易型河川監視用カメライメージ

(2)被害軽減のための取組

①水防体制に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
重要水防箇所や水防資機材等について、関係者が共同で点検	13、14 15	継続実施	県 市町村
水防に関する広報の充実 (水防団確保に係る取組)	12	継続実施	県 市町村
関係機関、水防団等の技術力向上のため、水防工法訓練等に参加	13、14	継続実施	県 市町村
水防団間での連携、協力に関する検討	7、14	継続実施	県 市町村



水防訓練の状況：馬淵川（八戸市）

②多様な主体による被害軽減対策に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
浸水想定区域内の市町村庁舎等において、各施設管理者等に対する情報伝達体制・方法の検討	16、17	継続実施	県 市町村
市町村庁舎等の機能確保のための対策の充実 (耐水化、非常用発電等の整備)	16、17	継続実施	市町村
早期復興を支援する事前の準備	—	継続実施	県 市町村

(3) 汚濁水の排水、浸水被害軽減に関する取組

主な取組項目	課題対応	実施時期	取組機関
排水施設、排水資機材の運用方法の改善及び排水施設の整備等	27、28	継続実施	県 市町村



資機材運搬用トラック



資機材点検の状況



排水ポンプ①



排水ポンプ②

7. フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、地域防災計画や水防計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。